

令和7年9月29日
相生市農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かな暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。また、当J Aでは、

- “ふれあい 絆 J Aあいおい”をモットーに「農の増大拡大」と地域の活性化をテーマとし、安全・安心・安定の“J Aあいおいづくり”をすすめよう。
- 次世代へ繋ぐ新たな仲間づくりを推進し、「農と食」そして地域のパートナーとして「地域社会」に貢献できる組織づくりをめざそう。
- 競争力のある事業機能・体制を確立し、「利用者満足」を目標に事業展開しよう。
- 健全で盤石な経営基盤を強化し、経営管理のさらなる充実につとめよう。

を経営理念として掲げております。

この経営理念のもと、当J Aは、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客様（組合員・利用者さま）の豊かな未来を共に創造するため、資産の形成・保全・運用・相続に至るまで最も適した商品・情報・サービスの提供と、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最良・最善な共済仕組み・サービスの提供などにより、「J Aが身近にあって良かった、助かった。」と多くの声がいただける「J Aあいおいづくり」に取り組んでまいります。そのために、以下の取組方針を制定しました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客様本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は当J Aと全国共済農業協同組合連合会（以下、「J A共済連」）が共同で事業運営しております。【原則6（注6～7）】

信 用 事 業

1. お客様さまの最善の利益追求に向けた取組み【原則2本文および(注)】

(1) お客様の「喜び」・「楽しみ」・「幸せ」への取組み

当JAは「利用者満足」を経営理念として掲げており、お客様の「喜び」・「楽しみ」・「幸せ」がお客様の最善の利益と考え、「喜んでいただくこと」、「楽しみを見つけていただくこと」、「幸せを感じていただくこと」を常に意識し追求していきたいと考えております。

(2) お客様本位のサービス提供

お客様の希望・ニーズに沿った中長期的な資産の形成・運用による金融商品をご提案いたします。

2. 利益相反の適切な管理に向けた取組み【原則3本文および(注)】

(1) 「利益相反管理方針」による管理態勢の整備

お客様への金融商品の販売にあたり、利益を不当に害することができないように、別に定める「利益相反管理方針」に基づき適切に管理しています。

3. 手数料等の明確化のための取組み【原則4本文】

(1) ご負担いただく費用の説明

お客様にご負担いただく手数料、その他費用についてお客様の投資判断に資するように、「契約締結前交付書面」、「JAバンクセレクトファンドマップ」等により、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

4. 重要な情報の分かりやすい提供への取組み【原則5本文および(注1)～(注5)】

(1) 重要な情報を分かりやすく提供

お客様と情報には量・内容に違いがあることを踏まえ、金融商品のリスクリターン特性や手数料等の重要な事項について「締結前交付書面」、「JAバンクセレクトファンドマップ」、「交付目論見書」やパンフレット等に記載し、分かりやすくご説明し提供します。

(2) 重要な情報に含まれる情報

お客様には金融商品・サービスの基本的な利益、損失その他のリスク、取引条件、選定理由やお客様との利益相反の可能性がある場合の内容等についても重要な情報と認識し、分かりやすい情報提供に努めます。

(3) パッケージ商品・サービスの提案・販売時の重要な情報

当JAでは、複数のファンドや商品を組み入れ、パッケージとしている金融商品や投資一任業者と契約し運用・管理を行うサービスを取扱いしております。

個別購入の可否、パッケージ化する場合としない場合の比較等それぞれ重要な情報について提供いたします。

(4) 一人ひとりのお客さまに応じた対応

お客さまのご年齢、経験や知識等を十分に踏まえ、はつきりと分かりやすく、理解内容を確認しながら情報提供に努めます。

(5) 金融商品・サービスの複雑さ、リスクに応じた情報の提供

複雑な内容やリスクの高い金融商品についてご提案する場合、簡潔かつ丁寧な説明をするとともに、「確認書」により重ねて説明・確認することにより金融商品に見合った情報提供に努めます。

(6) 情報の重要性に応じた対応

お客さまに対して情報を提供するにあたり、特に重要な情報については強調する等、注意いただけますように努めます。

5. お客さまにふさわしいサービスの提供に向けた取組み

【原則 6 本文および（注 1～注 7）】

(1) 最適な金融商品・サービスの提供

金融商品の知識・経験や資産状況、ニーズ、目的、ライフサイクルと照らし合わせ、お客さまにとってふさわしい具体的な金融商品・サービス（パッケージ商品・サービスを含む）の提案・提供に努め、属性・適合性を判断したうえで販売します。また、販売後においてお客さまの意向に基づき、適切なフォローアップを行います。

(2) パッケージ商品・サービスの提案・販売時の留意事項

お客さまにパッケージ商品・サービスの提供・販売を行うにあたり、当該商品がお客さまにとってふさわしいかどうか、「ご意向確認書」を利用し十分に聞き取りを行ったうえで提案・販売を行います。

(3) 当該商品を組成する投資運用会社との連携

製販全体でお客さまの最善の利益を実現するため、当該商品を組成する投資運用会社と連携し、JAバンク全体でお客さまの属性に関する情報と販売に関する情報を提供いたします。また、販売に携わる事業者として、投資運用会社のプロダクトガバナンスの実行性が確保されていることを確認し、商品の選定を行います。

※当JAは金融商品の組成に携わっておらず、【補充原則 1～5 本文および（注）】は該当しません。

6. 職員に対する適切な動機づけの取組み【原則 7 本文および（注）】

(1) 職員への周知と徹底

研修による反復指導や資格取得等により知識・スキルを習得することにより、専門性の高い職員の育成に努めます。

また、本取組方針の浸透・定着・徹底に努めます。

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。

共 濟 事 業

1. お客さまへの最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

当JAは、お客さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当JAは、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、注3）補充原則1～5本文および（注）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

当JAは、以下のお客さま一人ひとりに寄り添った活動に取り組みます。

また、各種手続きの実施にあたっては、お客さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、ご相談に対して迅速に対応します。

① 保障のご提案に際しては、「誰の為の提案」であるかを明確にいたします。共済は目の前のお客さまお一人の保障ではなく、ご家族全体に影響するものである為、各当事者の考え方や心配ごとなどを丁寧にヒアリングした上で、最適な保障を提案いたします。

② 保障のご提案に際しては、お客さまのライフプランを見据え、他社を含めた現時点のご加入内容から「何が出来て」「何が出来ないのか」といった現状と課題を共有し、「お客さまの優先順位」を加味した最適な保障を提案するとともに、必要に応じて他業界の専門家（司法書士など）との橋渡し役も務めます。

③ 環境変化や制度改正、お客さまの状況や考え方の変化が有ることを想定し、当初提案した保障内容に修正が必要となった際は気軽にご相談頂けるよう、日頃からの3Q活動および、日々の接点を通じて継続的なフォロー活動を実施してまいります。

④ お客さまへの保障充足を通じて、お客さまに安心と満足を提供します。

⑤ ご契約に際しては、設計書はもとより「重要事項確認書」「意向確認書」を契約締結前に必ずご説明し、お客さまにとって不利益となりうる事項など、特にご注意いただきたい項目については強調してお伝えし、お客さまとの認識違いや説明不足が生じないよう努めます。

⑥ ご契約時点で70歳以上のお客さまに対しては、親族の方へ同席を求める、もしくは事前にご提案内容をお伝えするなど特別の配慮を致し、特段のお申し出がない限りは、親族の方の同意を契約手続きの必須事項といたします。

⑦ なお、保障のご加入にあたり、共済掛金の他にお客さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および（注）、原則4本文、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

当JAは、お客さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供および契約等において、お客さまの利益を不当に害するがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理いたします。【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当JAは、お客さまの信頼を獲得し、満足していただける共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、お客さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な保障・サービスを提供し、堅確な事務を行うため、資格取得の支援等に取り組んでおります。

＜内部研修・外部資格など＞

- ・ライフアドバイザー認証要件研修
- ・公的保障研修
- ・共済契約税務研修
- ・FP2級技能士
- など

また、お客さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情等）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、お客さまに対して、最適な共済仕組み・サービスを提供できるよう継続的に職員育成を行う態勢を構築いたします。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

※上記の原則本文および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。

お客さま本位の業務運営に関する取組状況および KPI実績値の公表について

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

また、当J Aでは、

- “ふれあい 絆 J Aあいおい”をモットーに「農の増大拡大」と「地域の活性化」をテーマとし、安全・安心・安定の“J Aあいおいづくり”をすすめよう。
- 次世代へ繋ぐ新たな仲間づくりを推進し、「農と食」そして地域のパートナーとして「地域社会」に貢献できる組織づくりをめざそう。
- 競争力のある事業機能・体制を確立し、「利用者満足」を目標に事業展開しよう。
- 健全で盤石な経営基盤を強化し、経営管理のさらなる充実につとめよう。

を経営理念として掲げています。

この理念のもと、当J Aはお客さま（組合員・利用者さま）の豊かな未来を共に創造するため、資産の形成・保全・運用・相続に至るまで最も適した商品・情報・サービスを提供し、「J Aが身近で良かった、助かった。」と多くの声がいただける「J Aあいおいづくり」に取り組んでおり、その取組状況を公表いたします。

上記とあわせ「お客様本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者をお客さまが選ぶ上で比較することができる統一的な指標」（「比較可能な共通KPI」）も同時に公表いたします。

（注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（J A共済連）が、共同で事業運営しております。
原則6（注6）・（注7）

相生市農業協同組合

I.取組状況（信用事業）

1 お客様の最善の利益追求に向けた取組み【原則2本文および（注）】

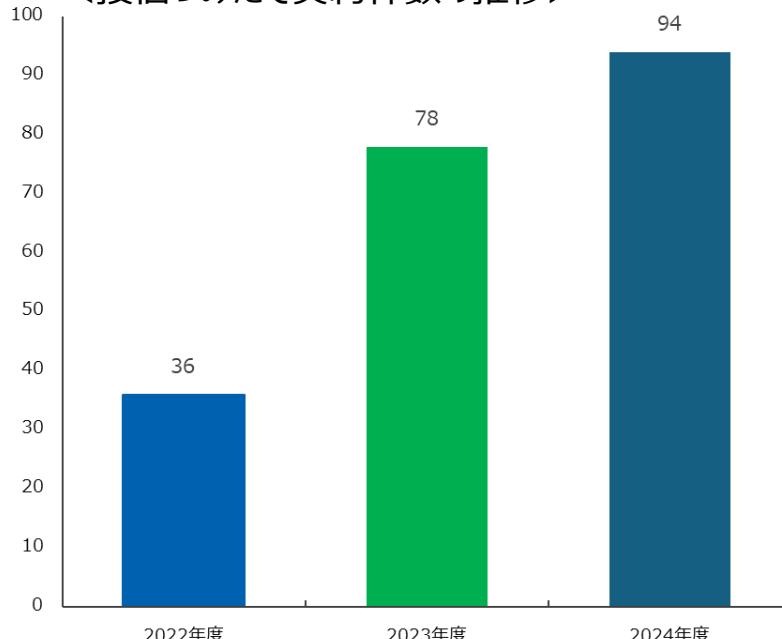
（1）お客様への「喜び」・「楽しみ」・「幸せ」への取組み

当JAは「利用者満足」を経営理念として掲げており、お客様の「喜び」・「楽しみ」・「幸せ」がお客様の最善の利益と考え、「喜んでいただくこと」、「楽しみを見つけていただくこと」、「幸せを感じていただくこと」を常に追求しております。

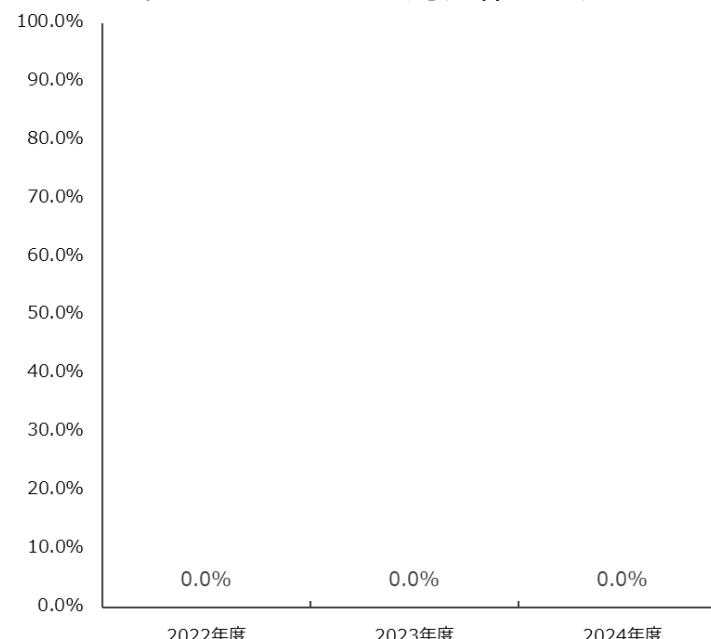
（2）お客様本位のサービス提供

お客様に安定的な運用成果をご享受いただくために、お客様の金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて適切な情報提供を行うとともに、分散投資・長期投資の有用性をご提案した結果、「投信つみたて」を利用されるお客様が増加し、「毎月分配型ファンド」を選択されるお客様は過去3カ年において利用はありませんでした。

（件）<投信つみたて契約件数の推移>



＜購入額に占める毎月分配型ファンドの比率＞



I.取組状況（信用事業）

2 利益相反の適切な管理に向けた取組み 【原則3本文および（注）】

（1）利益相反の態勢整備・管理

お客さまへの商品選定や情報提供等金融商品の販売にあたり、利益を不当に害することができないように、別に定める「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたしました。

3 手数料等の明確化のための取組み 【原則4本文】

（1）ご負担いただく費用の説明

お客さまにご負担いただく手数料、その他の費用について、お客さまの投資判断に資するように、「契約締結前交付書面」、「JAバンクセレクトファンドマップ」等により、丁寧かつ分かりやすい説明に努めました。

I.取組状況（信用事業）

4 重要な情報の分かりやすい提供への取組み【原則5本文および（注1）～（注5）】

（1）重要な情報を分かりやすく提供

金融商品のリスクやリターンの特性、手数料等の重要な情報は交付書面等に記載しており、金融知識や経験のない方、浅い方にも十分に商品の内容をご理解いただける記載に努め、提案・販売時のご説明に使用し、情報提供いたしました。

（2）重要な情報に含まれる情報

お客さまのニーズに合った金融商品を選定いただくにあたり、金融商品・サービスの基本的な利益、損失その他リスク、取引条件、選定理由やお客さまとの利益相反の可能性がある場合の内容等についても重要な情報と認識し、分かりやすい情報提供に努めました。

（3）パッケージ商品・サービスの提案・販売時の重要な情報

当JAでは、複数のファンドや商品を組み入れ、パッケージとしている金融商品や投資一任業者と契約し運用・管理を行うサービスを提供しております。

個別購入の可否、パッケージ化する場合としない他愛の比較等それぞれ重要な情報について提供しております。

（4）一人ひとりのお客さまに応じた対応

お客さまのご年齢、経験や知識等を踏まえ、はつきりと分かりやすく、理解状況を確認しながら情報の提供に努めました。

（5）金融商品・サービスの複雑さ、リスクに応じた情報の提供

複雑な内容やリスクの高い金融商品についてお提案する場合、簡潔かつ丁寧な説明を心掛け、「確認書」により重ねて説明・確認することにより金融商品に見合った情報の提供に努めました。

（6）情報の重要性に応じた対応

お客さまに対して情報を提供するにあたり、特に重要な情報については強調する等、注意いただけるように説明いたしました。

I.取組状況（信用事業）

5 お客さまにふさわしいサービスの提供に向けた取組み【原則6本文および（注1）～（注7）】

（1）最適な金融商品・サービスの提供

金融商品の知識・経験や資産ニーズ、目的、ライフサイクルと照らし合わせ、お客さまにとってふさわしい具体的な金融商品・サービスの提案・提供に努め、属性・適合性を判断したうえで販売いたしました。また、販売後において、お客さまの意向に基づき、適切なフォローアップを行いました。

（2）パッケージ商品・サービスの提案・販売時の留意事項

お客さまにパッケージ商品・サービスの提案・販売を行うにあたり、当該商品がお客さまにとってふさわしいかどうか「ご意向確認書」を用いて十分に聞き取りを行ったうえで提案・販売に努めました。

（3）金融商品の提案・販売時の審査体制

複雑又はリスクの高い金融商品の提案・販売を行う場合や年齢・経験・知識に応じて「確認書」により重ねて説明・確認するとともに、管理者に確認を得ながらより慎重な対応に努めました。

（4）積極的な情報提供

多様なニーズにお応えするため、景気動向や金融商品に対する研修を行い、理解を深めるよう努め、お客さまの状況に応じ必要な情報を積極的に提供いたしました。

（5）金曜商品ラインナップの見直し

J A バンク全体では金融商品の新規導入を行う際には、投資運用会社のプロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを含め、第三者評価機関からの意見を伺いながら、お客さまのニーズに合った金融商品ラインナップの見直しを行っており、次表のとおり商品数が増減いたします。

また、組合員・利用者の皆さまの最善の利益の実現につながる取組として、2025年度以降、金融商品を組成する投資運用会社との情報連携を開始予定です。

※ 当 J A は金融商品の組成に携わっておらず、【補充原則1～5本文および（注）】は該当しません。

I.取組状況（信用事業）

<投資信託の取扱い商品ラインナップ（2025年3月末時点）>

カテゴリ	国内	海外
債券型	1 (前年度末：1)	4 (前年度末：4)
株式型	3 (前年度末：3)	5 (前年度末：5)
REIT型	1 (前年度末：1)	2 (前年度末：2)
バランス型		7 (前年度末：7)

※ 現在、新規でお申込みいただけないファンドも含まれておりますが、公社債投信は含んでおりません。

6 人材育成と管理態勢整備の取組み 【原則7本文および（注）】

（1）職員への周知と徹底

研修による反復指導や資格取得を推進し、知識・スキルを習得することにより専門性の高い職員の育成に努めております。
職員全員に対して取組方針を周知徹底し業務の定着化に努めました。

I.取組状況（共済事業）

1 お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

共済仕組み・サービス

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、
原則 6 本文および（注2）・（注3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

- 当JAは、ご利用者様が生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供しております。
- 住宅価格の高騰により、連帯債務の住宅ローン利用者が増加したことを受け、団体信用生命共済において従来よりも手厚い保障が可能となる連生タイプの取扱を新たに開始しております。
- 市場リスクを有する共済仕組みの提供は実施しておりません。
- 総合満足度は3月末時点で97.4%となっており、高水準を維持しております。
- なお、共済事業については、全共連と共同で事業運営を実施しており、お客様の声や実際に販売した顧客情報等について相互に連携しております。

I.取組状況（共済事業）

2 お客さま本位の提案と情報提供

共済の事業活動

【原則4本文、原則5本文および（注1）～（注5）、
原則6本文および（注1）・（注2）・（注4）・（注5）】

（1）共済仕組み・サービスのご提案

- ・共済仕組み・サービスの提案にあたっては、保障自身がご家族全体に影響するものであるため、各当事者の考え方や心配ごとなどをヒアリングすることでお客さま一人ひとりのご意向を適切に把握しております。
- ・お客さま一人ひとりのご意向に基づき、まず、「誰のための提案」であるかを明確にしたうえで他社を含めた現時点の内容から「何が出来て」「何が出来ないのか」といった現状と課題を共有し、保障提案を行うことにより、最良・最適な共済仕組み・サービスを提案しております。
- ・ニーズに合致したと思われる共済仕組み・サービスについては、重要事項説明（契約概要・注意喚起）を実施し、特にご確認いただきたい事項や不利益情報を分かりやすくご説明しております。

（2）情報提供

- ・組合員や利用者を取り巻くリスクを軽減することを最大の目的として、情報提供を実施しております。
- ・情報提供にあたっては、共済関係職員を対象にした公的保険制度等の研修会を定期的に開催し、ライフアドバイザーブック等の資料を活用して分かりやすく説明しております。

（3）契約締結時の対応

- ・ご契約に際しては設計書はもとより「重要事項確認書」「意向確認書」を契約締結前に必ず説明し、契約者にとって不利益となりうる事項など特にご注意いただきたい項目については強調してお伝えし、契約者との認識違いや説明不足が生じないように取り組むことで、ご提案した共済仕組み・サービスがお客さま一人ひとりのご意向に沿ったものであるか確認しております。

I.取組状況（共済事業）

2 お客さま本位の提案と情報提供

共済の事業活動

【原則4本文、原則5本文および（注1）～（注5）、
原則6本文および（注1）・（注2）・（注4）・（注5）】

（4）高齢者対応

- ・ご高齢のお客さまについては、ご家族も含め十分ご納得、ご満足いただけるよう、提案説明等、契約締結時には70歳以上の方が対象となりますが原則として親族の方の同席を求める、もしくは事前に提案内容をお伝えするなど特別の配慮に取り組むことでより決め細やかな対応を行っております。
- ・高齢者対応における親族等の同席の割合は、令和6年度は95%となりました。
- ・なお、令和7年度から新たに「共済契約のお手続きに関するご案内」をお渡しし、ご契約者さま・被共済者さまだけでなく、ご親族の方にもご安心いただけるよう努めております。

（5）各種手続とアフターフォローの実施

- ・各種手続の実施にあたっては、お客さまに分かりやすくご説明しております。
- ・将来、ご自身によるお手続きが困難になった場合の備えとして、「指定代理人請求人」にご家族を指定いただくことをご案内しております（生命総合共済の場合）。
- ・令和5年度からは支払い請求手続きの簡素化を推し進めるなど、お客さまの利便性向上に向けて取り組んでおります。
- ・ご加入後も、環境変化や制度改正、契約者さまの状況や考え方の変化があることを想定し、当初提案した保障内容に修正が必要となった際には気軽に相談していただけるよう、日頃から3Q活動や日々の接点を通じて継続的なフォローを実施しております。
- ・お客さまに寄り添った取り組みを実施しております。
- ・保障の加入にあたり、共済掛金の他にお客さまに手数料等はご負担いただいておりません。

I.取組状況（共済事業）

3 利益相反の適切な管理

【原則3本文および（注）】

- ・お客様の利益を不当に害するがないように、利益相反管理要領に基づき、適切に管理しております。
- ・営業部門から独立したコンプライアンス統括部署を設定のうえ、利益相反のおそれのある取引を特定し利益相反を管理しております。
- ・以下の観点で利益相反のおそれのある取引を類型化し、効率的に管理することで、遗漏なく利益相反取引を感知する体制を整えています。

①お客様と当JAの間の利益が相反する類型

（例：経済事業を利用する際の前提として、共済事業の利用を条件とする場合）

②特定のお客さまの利益を他のお客様の利益より優先する取引

（例：接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合）

- ・保障の加入にあたり、共済掛金の他にお客さまに手数料等はご負担いただいておりません。

4 人材育成と管理態勢整備の取組み

【原則7本文および（注）】

（1）職員への周知と徹底

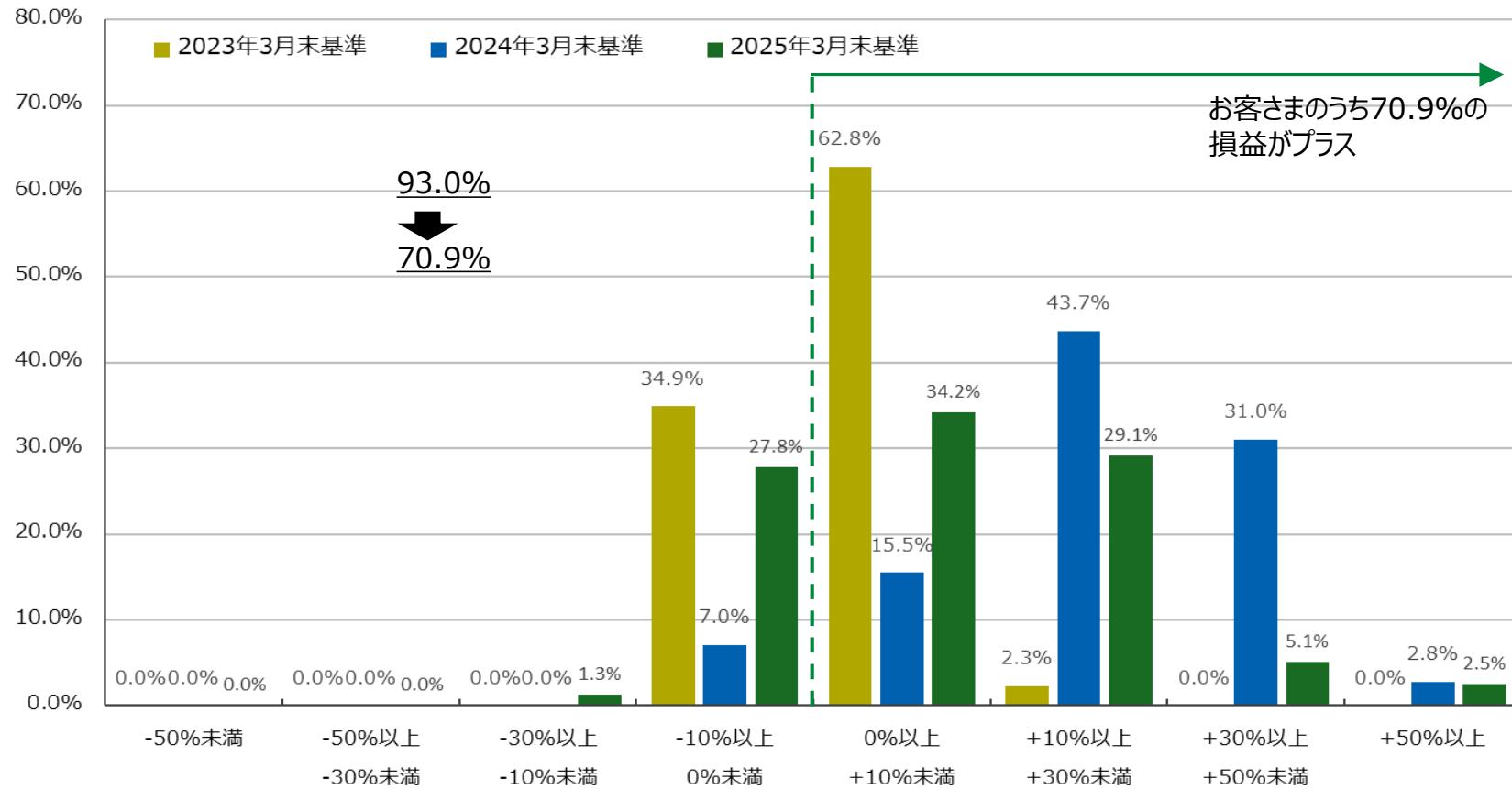
研修による反復指導や資格取得を推進し、知識・スキルを習得することにより専門性の高い職員の育成に努めています。

職員全員に対して取組方針を周知徹底し業務の定着化に努めました。

Ⅱ. 比較可能な共通 KPI (信用事業)

1 運用損益別顧客比率 (投資信託)

- 「運用損益別顧客比率」は、お客さまへ長期・分散投資やつみたて投資をご提案してきたことにより、2025年3月末時点では全体の70.9%のお客さまの損益がプラスとなりました。



II. 比較可能な共通KPI（信用事業）

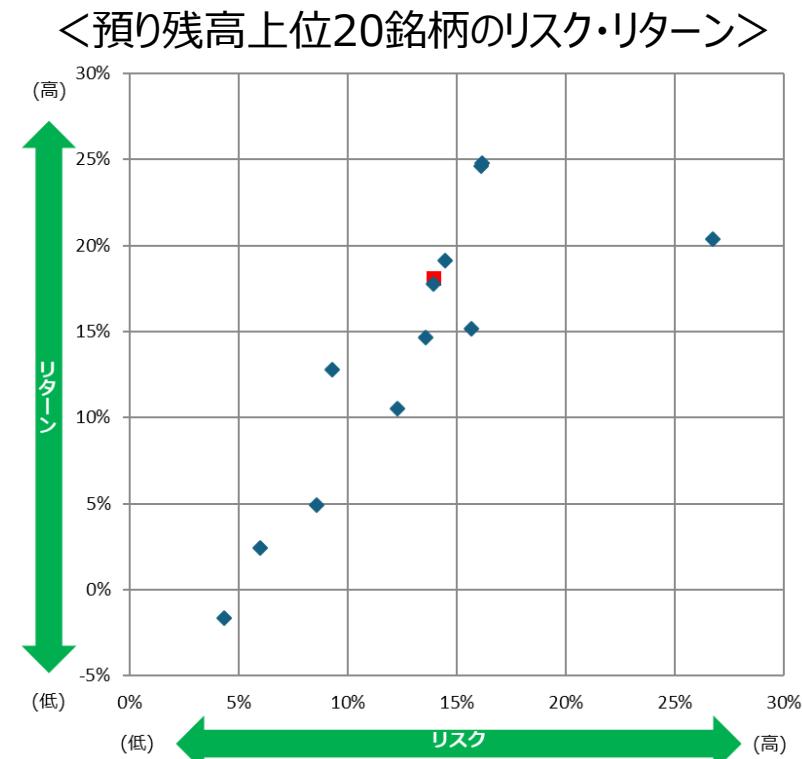
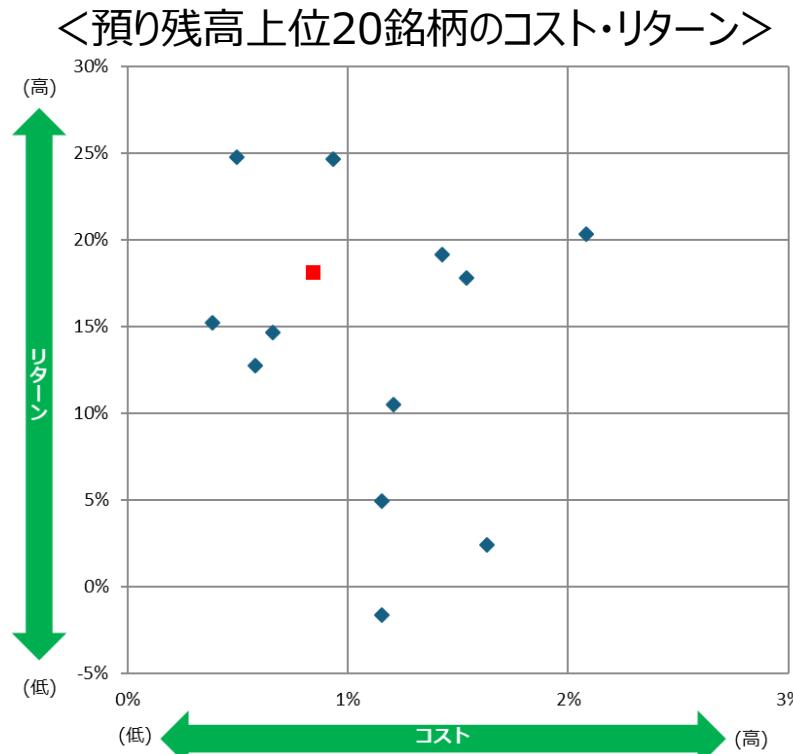
1 運用損益別顧客比率（ファンドラップ）

- 2022年4月より取扱いを開始しておりますJAバンク資産運用サービス（ファンドラップ）は、2025年3月末時点で契約実績はございません。

Ⅱ.比較可能な共通KPI（信用事業）

2 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン（1/6）（2025年3月末）

- JAバンクでは、取扱うファンドの運用実績をお客さま本位の業務運営の観点に基づきチェックし、運用実績が優良なファンドを選定しております。
- 2025年3月末時点の預り残高上位20銘柄の平均コスト0.84%、平均リスク13.95%に対して、平均リターンは18.08%でした。



※ 各ファンドのコスト・リスク・リターンは、次のページに記載しております。
※赤い点は平均値を示しています。

Ⅱ.比較可能な共通KPI（信用事業）

2 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン（2/6）（2025年3月末）

	ファンド名	運用会社	リターン (年率)	リスク (年率)	コスト 全体
1	つみたて米国株式 S&P500	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	24.77%	16.16%	0.50%
2	米国株式 S&P500インデックスファンド	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	24.62%	16.15%	0.94%
3	セゾン資産形成の達人ファンド	セゾン投信（株）	17.77%	13.93%	1.54%
4	日米6資産分散ファンド（資産形成コース）	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	4.93%	8.59%	1.16%
5	おおぶねグローバル（長期厳選）	農林中金バリューインベストメント（株）	14.63%	13.58%	0.66%
6	つみたて日本株式 日経225	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	15.19%	15.67%	0.39%
7	日米6資産分散ファンド（安定運用コース）	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	-1.66%	4.34%	1.16%
8	HSBC世界資産選抜 充実生活コース（定率払出手型）誕生100年時代	HSBCアセットマネジメント（株）	2.42%	5.98%	1.63%
9	長期厳選投資 おおぶね	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	19.14%	14.48%	1.43%
10	おおぶねJAPAN（日本選抜）	農林中金バリューインベストメント（株）	10.52%	12.27%	1.21%
11	セゾン・グローバルバランスファンド	セゾン投信（株）	12.76%	9.29%	0.58%
12	ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	三菱UFJアセットマネジメント（株）	20.35%	26.74%	2.08%
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	残高上位20ファンドの残高合計／残高加重平均値		18.08%	13.95%	0.84%

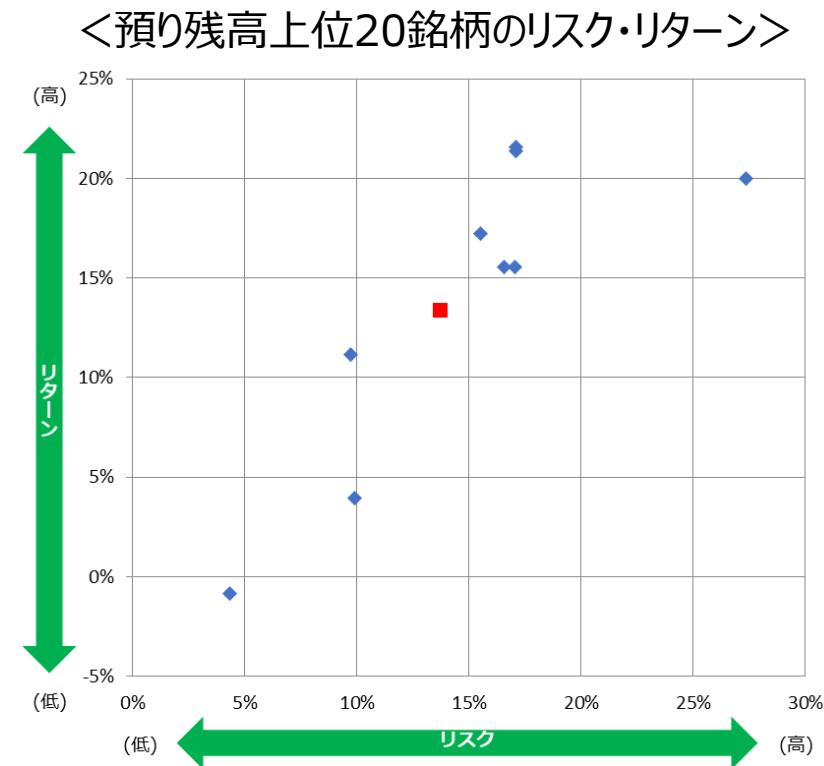
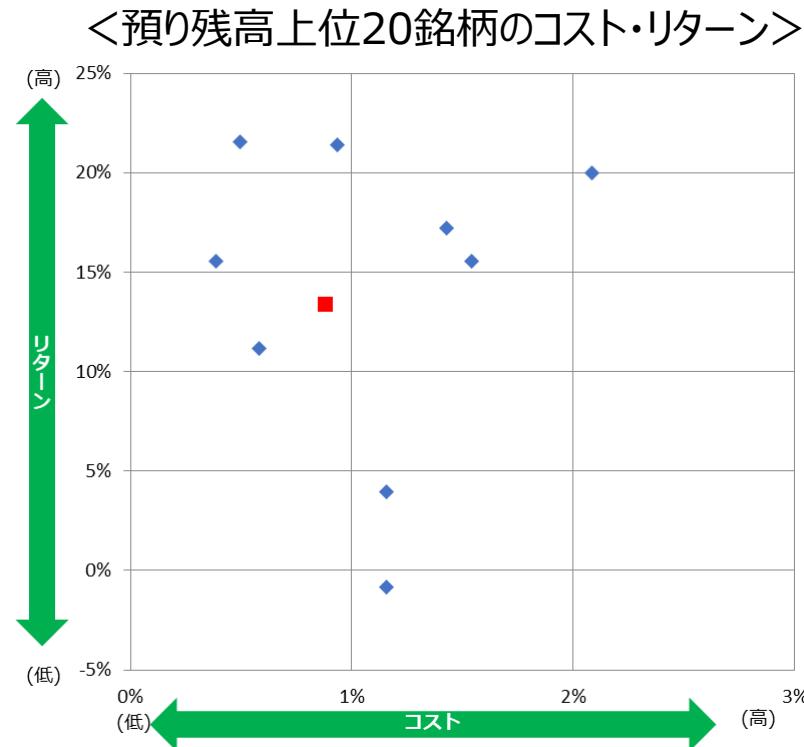
※ 2025年3月末基準時点における共通KPIの対象となるファンド数は12本となります。

※ 当指標は、設立から5年が経過したファンドを対象として、リターン・リスク・コストを算出して表示しております。

Ⅱ.比較可能な共通KPI（信用事業）

2 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン（3/6）（2024年3月末）

- 2024年3月末時点の預り残高上位20銘柄の平均コスト0.88%、平均リスク13.71%に対して、平均リターンは13.36%となりました。



※ 各ファンドのコスト・リスク・リターンは、次のページに記載しております。
※赤い点は平均値を示しています。

Ⅱ.比較可能な共通KPI（信用事業）

2 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン（4/6）（2024年3月末）

	ファンド名	運用会社	リターン (年率)	リスク (年率)	コスト 全体
1	つみたてNISA米国株式 S&P500	農林中金全共連アセットマネジメント(株)	21.55%	17.11%	0.50%
2	日米6資産分散ファンド(資産形成コース)	農林中金全共連アセットマネジメント(株)	3.95%	9.89%	1.16%
3	日米6資産分散ファンド(安定運用コース)	農林中金全共連アセットマネジメント(株)	-0.86%	4.33%	1.16%
4	セゾン資産形成の達人ファンド	セゾン投信(株)	15.53%	16.54%	1.54%
5	米国株式 S&P500インデックスファンド	農林中金全共連アセットマネジメント(株)	21.40%	17.11%	0.94%
6	つみたてNISA日本株式 日経225	農林中金全共連アセットマネジメント(株)	15.57%	17.06%	0.39%
7	セゾン・グローバルバランスファンド	セゾン投信(株)	11.15%	9.72%	0.58%
8	ペイリー・ギフォード世界成長株ファンド	三菱UFJアセットマネジメント(株)	19.98%	27.37%	2.08%
9	長期厳選投資 おおぶね	農林中金全共連アセットマネジメント(株)	17.22%	15.52%	1.43%
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	残高上位20ファンドの残高合計／残高加重平均値		13.36%	13.71%	0.88%

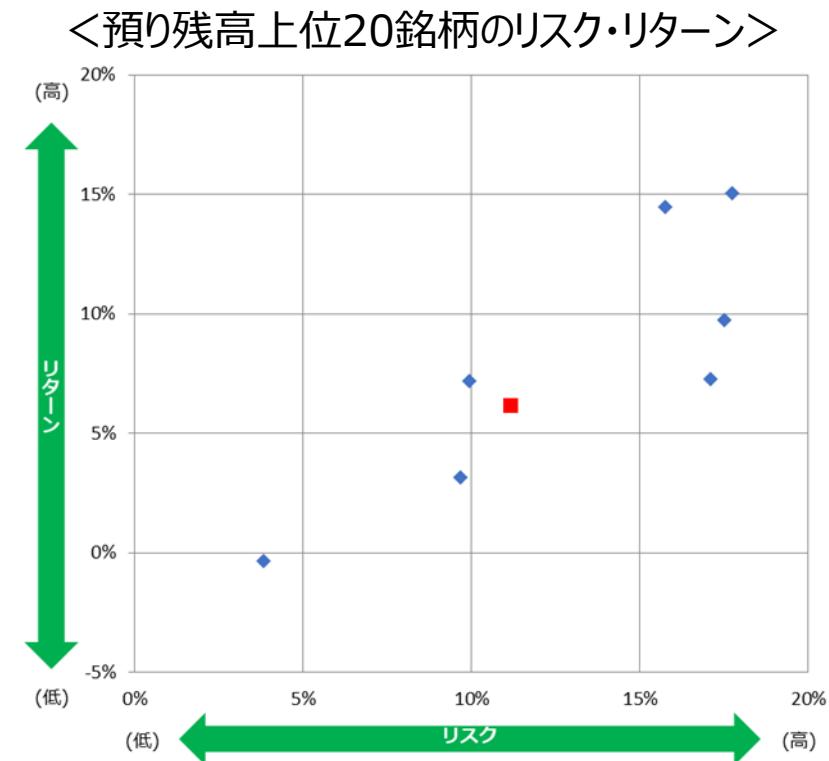
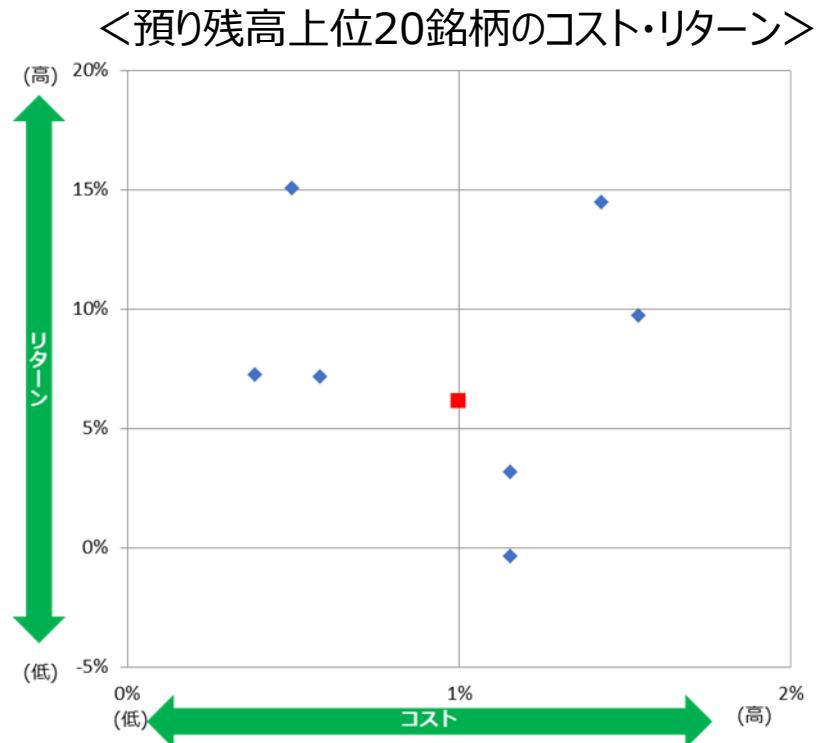
※ 2024年3月末基準時点における共通KPIの対象となるファンド数は9本となります。

※ 当指標は、設立から5年が経過したファンドを対象として、リターン・リスク・コストを算出して表示しております。

Ⅱ.比較可能な共通KPI（信用事業）

2 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン（5/6）（2023年3月末）

- 2023年3月末時点の預り残高上位20銘柄の平均コスト1.00%、平均リスク11.17%に対して、平均リターンは6.16%でした。



※ 各ファンドのコスト・リスク・リターンは、次のページに記載しております。
※赤い点は平均値を示しています。

Ⅱ.比較可能な共通KPI（信用事業）

2 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン（6/6）（2023年3月末）

	ファンド名	運用会社	リターン (年率)	リスク (年率)	コスト 全体
1	日米6資産分散ファンド（資産形成コース）	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	3.16%	9.68%	1.16%
2	日米6資産分散ファンド（安定運用コース）	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	-0.34%	3.81%	1.16%
3	つみたてNISA米国株式 S&P500	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	15.05%	17.74%	0.50%
4	セゾン資産形成の達人ファンド	セゾン投信（株）	9.73%	17.50%	1.54%
5	つみたてNISA日本株式 日経225	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	7.26%	17.10%	0.39%
6	長期厳選投資 おおぶね	農林中金全共連アセットマネジメント（株）	14.48%	15.74%	1.43%
7	セゾン・グローバルバランスファンド	セゾン投信（株）	7.18%	9.92%	0.58%
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	残高上位20ファンドの残高合計／残高加重平均値		6.16%	11.17%	1.00%

※ 2023年3月末基準時点における共通KPIの対象となるファンド数は7本となります。

※ 当指標は、設立から5年が経過したファンドを対象として、リターン・リスク・コストを算出して表示しております。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		相生市農業協同組合		
■取組方針掲載ページのURL		http://www.jaaiioi.com/okyakusamahonningyoumuunnei_202510.pdf		
■取組状況掲載ページのURL		http://www.jaaiioi.com/okyakusamahonningyoumuunnei_202510.pdf		
原則		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所
原則2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高水の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 1. (1)~(2) 共済:取組方針 共済事業 1.、2.、4.
	注: 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 1. (1)~(2) 共済:取組方針 共済事業 1.、2.、4.
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、当該の顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 2. (1) 共済:取組方針 共済事業 3.
	注: 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響に二つては考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受けた場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合		実施	信用:取組方針 信用事業 2. (1) 共済:取組方針 共済事業 1.、3. 2. 利益相反の適切な管理に向けた取組み 3. 利益相反の適切な管理
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 3. (1) 共済:取組方針 共済事業 2.
注1	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 4. (1)~(6) 共済:取組方針 共済事業 2.
	注: 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他の人リスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであることを判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びそれが取引又は業務に及ぼす影響		実施	信用:取組方針 信用事業 4. (1)~(6) 共済:取組方針 共済事業 2. 4. 重要な情報の分かりやすい提供への取組み 2. お客様本位の提案と情報提供
原則5	注2 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それその重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報提供する場合においても同じ)。		実施	信用:取組方針 信用事業 4. (1)~(6) 共済:取組方針 共済事業 2.
	注3 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行なるべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 4. (1)~(6) 共済:取組方針 共済事業 2.
注4	注4 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複数に見合った情報提供を、分かりやすく行なうべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客ににおいて同種の商品の内容と比較することが容易となるように記載した資料を用いて、リスクマッピングの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 4. (1)~(6) 共済:取組方針 共済事業 2. 4. 重要な情報の分かりやすい提供への取組み 2. お客様本位の提案と情報提供
	注5 金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報の重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 4. (1)~(6) 共済:取組方針 共済事業 2. 4. 重要な情報の分かりやすい提供への取組み 2. お客様本位の提案と情報提供
原則6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 5. (1)~(3) 共済:取組方針 共済事業 1.、2.
	注1 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なうこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて現実的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料等を含む)と比較しながら行なうこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと		実施	信用:取組方針 信用事業 5. (1)~(3) 共済:取組方針 共済事業 2. 5. お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み 2. お客様本位の提案と情報提供
注2	注2 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 5. (1)~(3) 共済:取組方針 共済事業 1.、2. 5. お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み 1. お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供 2. お客様本位の提案と情報提供
	注3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なるべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 5. (1)~(3) 共済:取組方針 共済事業 1. 5. お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み 1. お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注4	注4 金融事業者は、特に、複数又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 5. (1)~(3) 共済:取組方針 共済事業 2. 5. お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み 2. お客様本位の提案と情報提供
	注5 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 5. (1)~(3) 共済:取組方針 共済事業 2.、4. 5. お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み 2. お客様本位の提案と情報提供
注6	注6 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製品全体として顧客の総合的利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 5. (1)~(3) 共済:取組方針 序文 5. お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み 2. お客様本位の提案と情報提供
	注7 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。		実施	信用:取組方針 信用事業 5. (1)~(3) 共済:取組方針 序文 5. お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み 2. お客様本位の提案と情報提供

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	信用:取組方針 信用事業 6. (1) 共済:取組方針 共済事業 4.	信用: I. 取組状況(信用事業) 6 人材育成と管理態勢整備の取組み 共済: I. 取組状況(共済事業) 4 人材育成と管理態勢整備の取組み
注	金融事業者は、各原則(これに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	信用:取組方針 信用事業 6. (1) 共済:取組方針 共済事業 4.	信用: I. 取組状況(信用事業) 6 人材育成と管理態勢整備の取組み 共済: I. 取組状況(共済事業) 4 人材育成と管理態勢整備の取組み
補充原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと共に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
補充原則 2	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライセンス全休のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行なうとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライセンス全休を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外会議役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘定し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法等を留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客(例えば、元本毀損のためのそれらの商品について、元本確保を目的としている顧客等)も特定すべきである。また、複雑な金融商品の運用・分配手法等が特殊な金融商品においては、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に応じて、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や販売対象に応じて想定する顧客属性を把握するための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを統計的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製版全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性から、実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善等、他の金融商品との併用、線上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受け取るべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するための活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性による情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報等を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に連絡すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行なべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
補充原則 5	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行なべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行なべきである。例えば、運用を行なう判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の有無、業務実績、投資哲學等情報を提供し、又は運用チームの構成や業務実績等情報を提供するべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なるべきである。	非該当	信用:取組方針 信用事業 5. ※ 共済:取組方針 共済事業 1.	信用: I. 取組状況(信用事業) 5 お客様にふさわしいサービスの提供に向けた取組み(※) 共済: I. 取組状況(共済事業) 1 お客様への最も・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

【照会先】

部署	金融部
連絡先	0791-22-0690